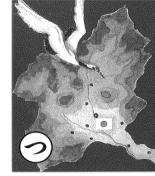




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年7月15日(金) 第10017号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	2
○道路の供用開始(同)	3
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	3
○開発工事の完了(建築課)	4
雑 報	
○令和3年度群馬県市町村職員共済組合の決算の要旨(市町村課)	5
議 会 訓 令	
○群馬県議会事務局職員倫理規程(総務課)	8
落 札	
○落札者等の決定(住宅政策課)	9
○同(総合教育センター)	9
○同	9

■ 告 示

◎群馬県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	渋川松井田線	高崎市榛名山町字社家町140番の1地内	前	11.9～15.2	22.5
			後	11.4～14.2	22.5

◎群馬県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川松井田線	高崎市榛名山町字社家町159番の1地先から同市同字同135番の1地先まで	令和4年7月15日

◎群馬県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	四ツ塚原之郷前	前橋市富士見町横室字西沢口886	前	11.2～12.8	114.2

橋線	番の1地先から同市田口町字砂山6 8番の1地先まで	後	12.8～15.3	114.2
----	------------------------------	---	-----------	-------

◎群馬県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	恵宝沢原貝戸線	安中市東上秋間字池尻1529番の3地先から同市同 字同1532番の2地先まで	令和4年7月15日
		安中市中秋間字上黒後1865番の1地先から同市同 字黒後1792番の5地先まで	

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
追貝平	理 事	再 任	横山公一	沼田市中町1126番地
	同	同	高橋二郎	同 利根町追貝52番地
	同	同	星野一男	同 同 133番地
	同	同	室井菊治	同 同 230番地1
	同	同	相田昌夫	同 同 542番地2
	同	同	原澤一郎	同 同 1046番地
	同	同	吉野米光	同 利根町平川483番地
	同	同	井上孝次	同 同 986番地
	同	同	千明忍	同 同 1461番地7

同	同	吉野輝幸	同 同 1740番地
同	同	井上正文	同 利根町千鳥25番地
同	新任	富澤正光	同 利根町追貝2283番地
同	同	田中孝治	同 利根町平川16番地
同	同	井上賢一	同 同 602番地8
同	同	井上甲子郎	同 同 799番地
同	同	金子美代次	同 利根町高戸谷753番地2
同	退任	小林誠	同 利根町追貝732番地1
同	同	星野茂	同 同 995番地
同	同	高草木節	同 同 2706番地4
同	同	宇敷勝	同 利根町平川36番地1
同	同	千明利久	同 同 459番地2
同	同	井上安好	同 同 628番地
同	同	井上貴章	同 同 808番地
同	同	星野猷	同 利根町高戸谷155番地
監事	再任	星野良城	同 利根町追貝522番地
同	同	井上嘉輝	同 利根町平川954番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字十三坊塚1912-1、1927-5、1927-8、1927-9	邑楽郡邑楽町大字中野4567番地 有限会社恩田 代表取締役 恩田文夫
2	佐波郡玉村町大字上之手1662-1、1662-2	佐波郡玉村町大字後箇220番地2 山口哲也、山口美月
3	吾妻郡東吾妻町大字金井字川原84、字水頭91、90、92-1、92-2、92-3、92-6、92-7、93-2、93-3、105、106、106-2、107、108、109、110、大字川戸字七沢23、23先白地の一部、24-1、	東京都板橋区本町23番23号 リンテック株式会社 代表取締役 服部真

	24-3の一部、24-4、24-5、26-1、26-4、26-4先水路の一部、26-5の一部、26-6、26-7、29-1、31、32、85-1、85-3、85-5、86-1、86-3、87-3、字多田92-1、92-2、92-3、93-1、94-1、94-2、94-3、98-1、98-2、98-3、98-4、98-5、111、112、112先白地の一部、118-1、118-2の一部、118-3、126-1、119-1、119-2、119-3、119-4、126-2、126-3、128-1、131-1、132-1、132-2、133-2、147-2、150-1、150-2、150-3、150-4、150-5、152-1、161-2、161-4、162-1、162-3、162-4、164-1、164-2、168、字並木169-1、170-1、170-2、174-1、174-2、176-1、181-1、182-1、182-2、185-1、187、188-1、188-2、196-2、196-3、196-9	
4	みどり市大間々町大間々603-1、603-2、604-1、604-3、606-1、606-2、606-3、606-4、607、608、609-1、610-1、611-1、611-16、611-17、611-18、611-19、612-1、612-3、614-1、620-2、620-5、621-1、621-2、621-3、622-1、622-2、622-3、622-4、623-1、623-2	みどり市大間々町大間々611番地の1 上電通運株式会社 代表取締役 星野陽司

■ 雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年7月15日

群馬県市町村職員共済組合 理事長 清水 聖 義

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金預託金管理	経過的長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
取	負 担 金	6,301,197	17,351,300	910,046	122,838			233,940	231,094			
	掛金(組合員保険料)	6,359,354	11,080,365	910,035					226,281			
	組合員貸付金利息										25,921	
	利息及び配当金	226				10,946		39	35	1,209,915	3	15,094
入	そ の 他 取 入	782,965						89,242	17,779	37,280	202	2,791

	他 経 理 からの 繰 入 金							33,291				
	前年度繰越支払準備金	774,616										
	計	14,218,358	28,431,665	1,820,081	122,838	10,946	0	356,512	475,189	1,247,195	26,126	17,885
支 出	給 付 金	5,788,979										
	役 職 員 給 与							148,522	10,551	17,591	9,168	
	厚 生 費							219	415,527	30	10	
	特 定 健 康 診 査 等 費								12,990			
	旅 費 ・ 事 務 費							20,253	3,528	3,917	1,685	770
	委 託 費							15,188	6,614	1,297	1,634	1,406
	支 払 利 息					10,946				1,224,188	1	10,944
	退 職 者 給 付 拠 出 金	86										
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,770,840										
	後 期 高 齢 者 支 援 金	2,747,574										
	病 床 転 換 支 援 金	8										
	介 護 納 付 金	1,443,923										
	連 合 会 払 込 金	161,318										
	連 合 会 拠 出 金	603,789										
	負 担 金 払 込 金		17,351,300	910,046	122,838							
	掛 金 (組 合 員 保 険 料) 払 込 金		11,080,365	910,035								
	他 経 理 へ 繰 入 金	33,290										
	そ の 他 支 出	3,694							160,861	16,657	9,566	8,535
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	860,745											
計	14,414,246	28,431,665	1,820,081	122,838	10,946	0	345,043	465,867	1,256,589	21,033	14,310	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△195,888	0	0	0	0	0	11,469	9,322	△9,394	5,093	3,575	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年 金 預 託 金 管 理	経過の長 期 預 託 金 管 理	業務	保健	貯金	貸付	物資
資 産	流 動 資 産	3,886,931	166			71,194		768,095	623,464	11,033,314	275,654	1,149,788
	固 定 資 産					1,046,000			90	105,686,567	1,967,858	
	繰 延 資 産											

資産合計		3,886,931	166	0	0	1,117,194	0	768,095	623,554	116,719,881	2,243,512	1,149,788
負債	流動負債	12,037	166					2,270	16,026	105,207,352	271	503
	固定負債	860,745				1,117,194		179,806	3,525	3,962	25,764	1,046,000
	負債合計	872,782	166	0	0	1,117,194	0	182,076	19,551	105,211,314	26,035	1,046,503
純資産	資本剰余金											
	利益剰余金	3,014,149						586,019	604,003	11,508,567	2,217,477	103,285
	純資産合計	3,014,149	0	0	0	0	0	586,019	604,003	11,508,567	2,217,477	103,285
負債・純資産合計		3,886,931	166	0	0	1,117,194	0	768,095	623,554	116,719,881	2,243,512	1,149,788

■ 議会訓令

群馬県議会訓令甲第一号

議会事務局

群馬県議会事務局職員倫理規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

群馬県議会議長 星 名 建 市

群馬県議会事務局職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、公務に対する県民の信頼を確保するとともに、職員が官民共創を推進するために事業者等との交流を図ることができ環境を整備することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、「職員」とは、群馬県議会事務局に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。

(総括倫理監督者及び倫理監督者)

第三条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員倫理を監督する職員として、総括倫理監督者及び倫理監督者を置く。

2 総括倫理監督者は事務局長とし、倫理監督者は課長とする。

3 総括倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有している。

- 一 職員からの群馬県職員倫理規程(令和四年群馬県訓令甲第八号)第五条第二項及び第九条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び研修を行うこと。
- 三 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 四 この規程に違反する行為があった場合にその旨を議長に報告すること。
- 4 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し指導及び助言その他の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 総括倫理監督者及び倫理監督者は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(補則)

第四条 この規程に定めのあるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、群馬県職員倫理規程の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年7月15日

群馬県知事 山本 一太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県営住宅総合管理システム用機器更新及び保守管理並びにネットワーク提供業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年6月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 随意契約に係る契約金額 72,905,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和4年7月15日

群馬県総合教育センター所長 黒澤 英樹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ぐんまスクールネット教育情報ネットワーク回線整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総合教育センター教育情報推進係 群馬県伊勢崎市今泉町一丁目233番地の2
- 3 落札者を決定した日 令和4年6月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 KDDI株式会社官公庁営業部 東京都千代田区大手町1-8-1
- 5 落札金額 74,373,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年5月10日

次のとおり落札者を決定した。

令和4年7月15日

群馬県総合教育センター所長 黒澤 英樹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ぐんまスクールネット運営に係る物件の賃貸借及び保守委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総合教育センター教育情報推進係 群馬県伊勢崎市今泉町一丁目233番地の2
- 3 落札者を決定した日 令和4年6月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 FLC S株式会社関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20

- 5 落札金額 285,768,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年5月10日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
